

柳泉園組合競争入札参加資格審査申請の手引き

柳泉園組合が行う契約の競争入札の参加資格審査を希望する企業等は、下記の手順により申請してください。

1 申請受付期間

- (1) 随時受付中

2 申請の注意事項

- (1) 資格の制限

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者は、申請できません。
- イ 申請日時時点で確定している決算がない法人及び申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人は、申請できません。
- ウ 審査基準日以降、申請日までの間で、発行した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、申請できません。
- エ 柳泉園組合管理者の定める税目について国税及び地方税等を納付していない者は、申請できません。

- (2) 申請営業種目の制限

- ア 営業種目分類表に掲げる営業種目の中から、1法人（個人）当たり最高10種目まで登録することができます。ただし、売上高が0の場合は、指名機会がほとんどありません。
- イ その他法令等により物品の販売、取扱い及び役務の提供等に許可・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していることを条件とします。指名の際など、柳泉園組合より任意に提示を求められた場合、いつでも当該許可及び届出書を提示できなければなりません。

- (3) 審査対象営業年度

申請日直前に手続きが終了している決算日（事業年度の終了日）を審査基準日とし、審査基準日を含む決算年度を審査対象営業年度とします。

- (4) その他注意事項

- ア 申請は、1法人につき1回に限ります。ただし、特別な事情で柳泉園組合が認めた場合はこの限りではありません。
支店別、事業部門別の登録はできません。
- イ 営業種目の追加は更新時以外できません。
- ウ 申請に虚偽の記入、又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、資格を取り消します。また、内容に重大な誤りがあったときには資格を取り消

すことがあります。

エ 申請した各項目については、柳泉園組合情報公開条例に基づいて、原則として公開の対象となります。

オ 記載事項に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

カ 申請日時時点で決算手続きは終了しているが、経審について申請中の場合は、経審申請中の決算年度を審査対象営業年度とし、経審結果通知書については、交付され次第速やかに提出してください。（参考までに前回の経審結果通知書の提出をお願いします。）

3 申請の手順

(1) 申請書類の入手

申請に関する様式等は、柳泉園組合のホームページよりダウンロードしてください。また、当組合に直接来庁し、コピー（有料）することも可能です。

URL : <http://www.ryusen.or.jp>

(2) 申請書の提出方法

郵送で提出。

※必ず返信用封筒（往信と同型）に切手を貼付して同封してください。

承認した場合は受付書を返送しますので、相当分の切手が必要です。

あて先・・・〒203-0043

東久留米市下里4-3-10

柳泉園組合総務課企画財務係

(3) 受付書の取扱い

審査の結果、入札参加資格を認めた企業（個人）には、付番をして返送いたします。

また、受付書は入札及び変更の際に提示が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

(4) 名簿の登載と公開

審査の結果、入札参加資格を承認された企業（個人）は、柳泉園組合競争入札参加資格者名簿に登載されます。この名簿は、柳泉園組合の管理棟受付にて常時公開します。毎月1日から15日の間に承認された場合は翌月1日、毎月16日から末日の間に承認された場合は翌々月1日となります。また、承認には、書類到着後、5日程度かかりますのでご注意ください。

4 申請書の作成方法

様式1 競争入札参加資格審査申請書

申請期日 受付期間内で実際に申請する日を記入してください。

印鑑等 必ず印鑑登録と同一印を押してください。

1 商号・代表者名等

2 本社・本店住所等

電話番号、FAX番号については、指名の連絡ができる番号を記入してください。

3 設立年月日 登記簿上の年月日

4 代理人 代理人をおく場合のみ記入してください。

5 支店・営業所住所等 代理人をおく場合のみ記入してください。

電話番号、FAX番号については、指名の連絡ができる番号を記入してください。

6 経営状況等

(1) 資本金

登記簿上の資本金

(2) 自己資本額、流動資産、流動負債

審査対象営業年度の貸借対照表の額を記入。なお、自己資本額については、税金、配当金及び役員賞与を除いた額を計上してください。

(3) 従業員数

直接の雇用関係にある従業員数（パート、アルバイト及び派遣を含まない。）

(4) 営業年数

審査基準日現在の営業年数

7 納税状況

(1) 法人事業税（地方法人特別税含む）

審査対象営業年度の納税額を記入してください。

(2) 法人税（所得税）

法人の方・・・審査対象営業年度の法人税納税額を記入してください。

個人の方・・・審査対象営業年度の所得税納税額を記入してください。

(3) 消費税及び地方消費税

審査対象営業年度の納税額を記入してください。

様式2 委任状

代理人を置く場合のみ提出してください。

代表者が直接取引を行う場合は不要です。

様式3 登録区分及び技術者免許等

委託の業務登録で、該当する種目の場合は提出してください。

様式4 使用印鑑届

代表者が直接取引をする場合で、実印以外を使用する場合は提出してください。
社判、会社印等は認められません。

様式5 種目別表

細目番号別に別頁で作成します。工事請負も同様です。

- 1 商号又は名称
- 2 申請種目

種目番号、種目名等は別表参照。

審査対象営業年度の売上高 当該細目の売上高を千円単位で記入してください。

うち柳泉園組合関係売上高 柳泉園組合と直接契約したものを記入してください。

うち他官公庁売上高 国・地方公共団体と直接契約したものを記入してください。

過去3カ年の契約実績 申請時過去3年間で直接締結した契約のうち、金額の大きい順に千円単位で記入してください。申請時は確認しませんが後日提示を求めることがあります。

5 申請書の提出書類

提出書類は以下のとおりです。※印以外の書類は綴り、※印の書類は綴らずに提出してください。綴り方の指定はありません。ホチキスどめでも、ひも等で括っていただいてもかまいません。

(1) 新規申請

①様式1 競争入札参加資格審査（新規）申請書

②様式2 委任状 (必要に応じて)

③様式3 登録区分及び技術者資格免許等 (必要に応じて)

④様式4 使用印鑑届 (必要に応じて)

※⑤様式5 種目別表 (細目別に作成すること。)

⑥登記簿謄本 (発行3ヶ月以内、鮮明ならば写し可)

⑦印鑑証明書 (発行3ヶ月以内、鮮明ならば写し可)

⑧財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)

⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(工事【種目番号60～】の登録を申請する業者のみ。審査対象営業年度のもの。) (写し可)

⑩納税証明書 (審査対象営業年度のもの。納税額の表示があるもの。) (写し可)

法人・・・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税

個人・・・所得税、消費税及び地方消費税

⑪ISOまたはエコアクション21認証登録証(取得している事業所)

※⑫競争入札参加資格審査受付書

(2) 更新申請（更新する場合は、必ず有効期限内の申請が必要です。）

①様式1-2 競争入札参加資格審査（更新）申請書

※②様式5 種目別表（細目別に作成すること。追加可）

③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

④経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（工事【種目番号60～】の登録を申請する業者のみ。審査対象営業年度のもの。）（写し可）

⑤納税証明書（審査対象営業年度のもの。納税額の表示があるもの。）（写し可）
法人・・・法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税
個人・・・所得税、消費税及び地方消費税

※⑥競争入札参加資格審査（更新）受付書

なお、委任状及び使用印鑑届については現状の登録を引き継ぎますので、提出の必要はありません。変更がある場合は、変更届の提出をお願いいたします。

6 有効期限と更新について

入札参加資格の有効期限は、承認された決算月の翌月から1年8ヶ月となります。
（有効期限は、受付書下段に記載）

よって、有効期限内に最新の決算による更新が必要となります。更新しないと資格がなくなり、競争入札等に参加することができなくなりますのでご注意ください。

7 その他

(1) 競争入札参加者の資格

次のアからウに該当する者は、競争入札に参加することができません。

ア 次のいずれかに該当するものは、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

(ア) 競争入札にかかる契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する者は、その事実があった後2年間指名競争入札に参加することができない。その者の代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しな

い者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
ウ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- (イ) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (ウ) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (オ) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

当組合では物品・委託・設計（種目番号1～53）と工事（種目番号60～）の両方を申請する場合でも提出書類は1部となります。

物品・委託・設計と工事の両方を申請する業者で、両方で異なる内容の登録をしたい場合（代理人・使用印・所在地・電話番号・FAX番号等）は、提出書類を2部作成していただく必要がありますので、書類提出前にご相談ください。

柳泉園組合：総務課企画財務係（042-470-1546）

営業種目分類表

1 物 品

種目 番号	種目名	細目番号・細目名
1	文房具・事務機器	01 文房具 02 用紙類 03 封筒 04 印章・ゴム印 05 情報処理用機器 06 その他
2	図書	01 書籍 02 地図 03 その他
3	運動用品	01 運動器具 02 運動用品 03 その他
4	什器	01 鋼製什器 02 木製什器 03 実験用什器 04 その他
5	荒物雑貨	01 清掃用品 02 石鹼・洗剤類 03 紙・繊維製雑貨 04 建築金物 05 大工道具 06 塗料 07 木材 08 合板 09 その他
6	工業ゴム製品	01 ホース類 02 パッキン類 03 ベルト類 04 その他
7	繊維製品	01 作業服 02 手袋 03 運動靴 04 その他
8	寝具	01 布団類 02 その他
9	室内装飾品	01 カーテン 02 ブラインド 03 簡易間仕切り 04 緞帳・暗幕 05 旗・垂れ幕等 06 腕章 07 その他
10	家電・カメラ・厨房機器	01 映像・音響 02 家電製品 03 写真機・時計 04 流し台 05 給湯関係機器 06 その他
11	自動車	01 自動車全般 02 自動車部品 03 自動車修理 04 その他
12	燃料・ガス・油脂	01 ガソリン・軽油 02 灯油 03 重油 04 潤滑油 05 LPガス 06 電気 07 その他
13	機械器具類	01 理化学機械器具 02 工作用機械器具 03 産業用機械器具 04 産業用電気機械器 具 05 通信用機械器具 06 その他
14	プラント機械部品類	01 ボイラー部品 02 発電設備部品 03 焼却炉部品 04 クレーン部品 05 コンベヤ 部品 06 バグフィルター部品 07 破砕機部品 08 ポンプ・モーター部品 09 空調 設備部品 10 計装部品 11 その他
15	コンクリート等製品	01 生コンクリート 02 アスファルト 03 セメント 04 砂利・砂 05 ブロック 06 その他
16	鉄鋼・非鉄・鋳鉄製品	01 鋼材 02 管・弁類 03 鉄線 04 給水装置材料 05 その他
17	電線・絶縁材料	01 電線 02 電力ケーブル 03 架線材料 04 絶縁材料 05 がいし 06 その他
18	看板・展示品	01 看板 02 掲示板 03 サイン計画 04 その他
19	医薬品	01 医薬品
20	工業薬品	01 塩化第二鉄 02 塩酸 03 硫酸 04 液体アンモニア・アンモニア水 05 苛性ソー ダ 06 次亜塩素酸ソーダ 07 消石灰 08 消臭剤 09 消泡剤 10 活性炭 11 重金 属固定剤 12 清缶剤 13 脱酸素剤 14 塩化カルシウム 15 スケール分散剤 16 凝 集助剤（高分子） 17 キレート剤 18 冷却処理剤 19 反応助剤 20 脱水助剤（高 分子） 21 除草剤 22 殺虫剤 23 その他
21	消防・防災用品	01 消火栓ホース 02 消火器 03 避難器具 04 防火服 05 防災用品 06 救助器具 07 災害用備蓄品 08 その他
22	安全器具	01 安全器具

23	造園資材	01 造園資材
24	券売機・精算装置	01 券売機 02 精算装置
25	不要品買受	01 鉄・非鉄くず（アルミ缶・スチール缶・その他） 02 ペットボトル 03 びん類 04 廃油 05 機械 06 その他

2 委託・設計

種目 番号	種目名	細目番号・細目名
30	印刷	01 オフセット印刷 02 フォーム印刷 03 印刷物の企画・編集 04 その他
31	複写業務	01 青写真 02 コピー 03 D P E 04 その他
32	建物清掃	01 庁舎清掃 02 その他
33	電気・暖冷房保守	01 電気設備 02 空調設備 03 エレベーター保守 04 消防設備保守 05 その他
34	警備・受付	01 機械警備 02 巡回・常駐警備 03 受付 04 その他
35	通信施設保守	01 テレビ共聴設備 02 その他
36	貯留槽等清掃	01 貯留槽清掃 02 貯水槽清掃 03 貯留槽保守 04 貯水槽保守 05 配管清掃 06 その他
37	環境関係測定機器保守	01 大気関係機器 02 水質関係機器 03 その他
38	道路・公園清掃	01 公園 02 除草・草刈 03 その他
39	害虫駆除	01 建物 02 樹木 03 その他
40	廃棄物処理	01 一般廃棄物処理収集運搬・処理・処分 02 産業廃棄物処理収集運搬・処理・処分 03 特別管理産業廃棄物収集運搬・処理・処分
41	旅行・運搬請負	01 旅行 02 一般旅客自動車運送業 03 一般貨物輸送 04 その他
42	広告代理	01 新聞折込 02 その他
43	映画・ビデオ製作	01 ビデオ 02 スライド 03 写真撮影 04 その他
44	航空写真・図面製作	01 航空写真 02 図面製作 03 その他
45	催事関係業務	01 催事企画・設営 02 その他
46	情報処理業務	01 データ入力 02 システム開発 03 情報機器保守 04 その他
47	検査業務	01 大気測定分析 02 水質測定分析 03 臭気分析 04 土壌測定分析 05 ダイオキシン類測定分析 06 作業環境測定 07 騒音 08 物理組成分析 09 集団検診 10 その他
48	クリーニング	01 寝具乾燥 02 その他
49	賃借業務	01 パソコン 02 複写機 03 ファクシミリ 04 自動車全般 05 その他
50	施設運転管理	01 可燃ごみ処理施設 02 不燃ごみ処理施設 03 粗大ごみ処理施設 04 し尿処理施設 05 リサイクル施設
51	その他業務委託等	01 プール管理 02 浴場管理 03 運動場整備 04 人材派遣 05 速記 06 その他
52	設計業務	01 建築設計・監理 02 土木設計・監理 03 設備設計・監理 04 地質調査
53	調査業務	01 環境アセスメント 02 廃棄物調査 03 その他

3 工 事

種目 番号	種目名	細目番号・細目名
6 0	土木一式	01 土木一般 02 舗装 03 しゅんせつ 04 造園 05 さく井 06 橋りょう 07 解体工事 08 運動場施設 09 その他
6 1	建築一式	01 建築一般 02 その他
6 2	職別工事	01 タイル 02 板金 03 ガラス 04 塗装 05 防水 06 内装仕上げ 07 建具 08 その他
6 3	設備工事	01 電気工事 02 電気通信工事 03 管工事 04 その他
6 4	機械器具設置工事	01 ごみ処理施設関係 02 不燃ごみ処理施設関係 03 粗大ごみ処理施設関係 04 リサイクル施設関係 05 し尿処理施設関係 06 給排水設備 07 ボイラー 08 発電設備 09 トラックスケール 10 煙突 11 コンベヤ 12 コンプレッサー 13 破砕機 14 変減速機 15 クレーン 16 送風機 17 ブロワー 18 計装装置 19 給湯浴槽関係 20 バグフィルター 21 その他

注) 種目番号6 4 機械器具設置工事の細目番号0 1～0 5 各施設関係においては、施設全体のプラント工事が可能な業者に限る。

(参考)

主な当組合の事業と登録種目

区分	主な事業	種目	細目
工事	クリーンポートごみ・灰クレーン定期点検整備補修	64 機械器具設置工事	15 クレーン
	クリーンポート排ガス分析計点検整備補修	64 機械器具設置工事	18 計装装置
	クリーンポート汚水処理設備定期点検整備補修	64 機械器具設置工事	06 給排水設備
	粗大ごみ処理施設ごみ投入クレーン補修	64 機械器具設置工事	15 クレーン
	粗大ごみ処理施設定期点検整備補修	64 機械器具設置工事	02 不燃ごみ処理施設関係又は03 粗大ごみ処理施設関係
	リサイクルセンター定期点検整備補修	64 機械器具設置工事	04 リサイクル施設関係
	リサイクルセンターコンベヤベルト交換補修	64 機械器具設置工事	11 コンベヤ
委託	浴場ろ過器保守点検委託	51 その他業務委託等	02 浴場管理
	庁舎管理業務委託	32 建物清掃	01 庁舎清掃
	厚生施設管理業務委託	51 その他業務委託等	01 プール管理
	厚生施設水質等分析委託	47 検査業務	02 水質測定分析
	クリーンポート管理棟・工場棟空調設備保守点検委託	33 電気・暖冷房保守	02 空調設備
	ダイオキシン類分析委託	47 検査業務	05 ダイオキシン類測定分析
	排ガス分析計点検委託	37 環境関係測定機器保守	01 大気関係機器
	排ガス排水等分析委託	47 検査業務	01 大気測定分析 及び 02 水質測定分析

区分	主な事業	種目	細目
委託	クリーンポート搬入物実態調査業務委託	47 検査業務	08 物理組成分析
	運転業務委託（粗大ごみ処理施設）	50 施設運転管理	02 不燃ごみ処理施設 又は 03 粗大ごみ処理施設
	不燃物組成・作業環境測定分析業務委託	47 検査業務	06 作業環境測定 及び 08 物理組成分析
	バグフィルター清掃委託	64 機械器具設置工事	02 不燃ごみ処理施設関係又 は03 粗大ごみ処理施設関係
	水銀含有廃棄物（廃乾電池）処理業務委託	40 廃棄物処理	01 一般廃棄物処理収集運 搬・処理・処分
	リサイクルセンター空調設備保守点検委託	33 電気・暖冷房保守	02 空調設備
	運転業務委託（し尿処理施設）	50 施設運転管理	04 し尿処理施設
	し尿処理施設貯留槽清掃委託	36 貯留槽等清掃	01 貯留槽清掃
	水質・臭気分析委託	47 検査業務	02 水質測定分析 及び 03 臭気分析
物品	柳泉園組合組合報作成	30 印刷	01～04 のいずれか
	庁用車燃料の購入	12 燃料・ガス・油脂	01 ガソリン・軽油
	柳泉園組合ごみ処理施設電力購入	12 燃料・ガス・油脂	06 電気
	クリーンポート機械油購入	12 燃料・ガス・油脂	04 潤滑油
	クリーンポートごみクレーン給電ケーブル購入	14 プラント機械部品類	04 クレーン部品
		17 電線・絶縁材料	06 その他
売払	柳泉園クリーンポート余剰電力売払	12 燃料・ガス・油脂	06 電気
	ペットボトル売払	25 不要品買受	02 ペットボトル
	アルミ缶プレス売払	25 不要品買受	01 鉄・非鉄くず
	スチール缶プレス売払	25 不要品買受	01 鉄・非鉄くず
	磁選機回収鉄売払	25 不要品買受	01 鉄・非鉄くず

※上記事業については、平成24年度以降確定している事業ではございませんので、ご了承ください。